

「上板橋第二中学校 通学区域変更」FAQ

令和3年1月16日・23日に実施しました説明会での質問など、上板橋第二中学校の通学区域変更に関してよくある質問をまとめました。

Q1 通学区域外の中学校を希望することはできますか。

- A1 板橋区では、「入学予定校変更希望制」という制度があり、小学校では通学区域と隣接する通学区域の小学校、中学校では区内全域の中学校に、一定の基準（※）を満たした場合に入学予定校の変更を希望することができます。
- ただし、各学校には受入可能数があり、受入可能残数を超過した場合には、原則として抽選になりますので、必ずしも希望した学校に入学できるとは限りません。

（※）一定の基準について、詳しくは「新入学に関するご案内」（以下、「入学案内」という）でご確認ください。（Q3の答え参照）

Q2 「入学予定校変更希望制」を利用する場合、何か手続き等は必要になりますか。

- A2 原則は通学区域の学校への入学になりますので、その場合には手続きは不要になりますが、入学予定校の変更を希望する（通学区域外の学校を希望する）場合には、手続きを行っていただく必要があります。
- 例年、入学案内が9月上旬に配付され、9月中に手続きを行っていただきます。手続き方法・締切等については、入学案内（Q3の答え参照）でご確認ください。

Q3 入学案内（新入学に関するご案内）を見たいのですが、どこで見ることができますか。

- A3 入学案内は、小学校と中学校のそれぞれ入学前（例年9月上旬）に配付します。小学校の入学案内は対象者のご自宅に区教育委員会から郵送し、中学校の入学案内は小学6年生を対象に学校を通して配付します。
- また、ホームページでも公開されています。詳しくは、区公式ホームページの添付ファイルをご覧ください。

《小学校入学案内》

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/nyugaku/shogaku/1012212.html>

《中学校入学案内》

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kyoikuiinkai/nyugaku/chugaku/1012215.html>

Q4 受入可能数とは何ですか。

A4 施設状況、将来の人口予測等を考慮して教育委員会が定めるもので、各学校が新たに学齢児童又は学齢生徒を受け入れることができる人数をいいます。

Q5 受入可能残数を超過した場合、公開抽選になるとありますが、公開抽選とはどのように実施されますか。

A5 例年小学校は10月、中学校は11月頃、区役所で公開抽選を実施します。抽選自体は区職員が行いますが、公平性のため日にちを決めて公開しています。

Q6 上板橋第二中学校への入学予定校の変更を考えています。抽選になるかどうか気になります。上板橋第二中学校の過去5年間の傾向はどうなっていますか。

A6 上板橋第二中学校はこれまで抽選を実施したことはありません。過去5年間の受入可能数と入学者数の推移は以下のとおりです。

「過去5年間の上板橋第二中学校の受入可能数と入学者数の推移」

※上板橋第二中と向原中は平成30年度に統合しているため、平成27～29年度は上板橋第二中と向原中のそれぞれの数字を掲載

年 度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度		平成28年度		平成27年度	
受入可能数	130	130	130	上二中 130	向原中 98	上二中 130	向原中 98	上二中 130	向原中 98
入学者	95	96	93	上二中 94	向原中 9	上二中 73	向原中 28	上二中 71	向原中 36

Q7 調整区域とは何ですか。

A7 調整区域とは、通学区域を変更した区域について、一定期間「入学予定校変更希望制」の特例を設けた区域のことです。

調整区域に指定した時点で、その区域に引き続きお住まいになっている方が、従前の通学区域校の学校へ入学予定校の変更を希望する場合は、抽選の際に優先されます。(Q1、Q9 参照)

Q8 調整区域の期間について教えてください。

A8 通学区域の変更と同時に2年間指定します。そのため、通学区域が変更になる令和3年8月1日から令和5年7月31日までを調整区域に指定します。

Q9 調整区域の期間が終了しても、「入学予定校変更希望制」の手続きはできますか。

A9 調整区域の期間が終了しても、「入学予定校変更希望制」の手続きはできません。ただし、受入可能残数を超過した場合、抽選になりますが、その際の優先がなくなります。

Q10 抽選の優先事項の内容と順位を教えてください。

A10 抽選には優先事項があり、中学校の場合、優先事項が3つあります。

優先順位を高い順に並べると、

- 1 「兄弟が翌年度も在籍している学校へ変更希望する場合」
- 2 「調整区域に居住する場合」
- 3 「在籍している区立小学校の属する学びのエリアの区立中学校を希望する場合」

の3つになります。

その次に優先事項以外の理由で変更希望する場合（部活動の理由や友人と同じ学校に通うため等）が続きます。

Q11 通学区域が桜川中学校に変更になる場合、同じ学びのエリアの桜川小学校に小学校から入学したいのですが、入学を希望することはできますか。

A11 桜川小学校は上板橋第二小学校の隣接校のため、一定の基準を満たした場合に入学予定校の変更を希望することができます。その際には、「入学予定校変更希望制」の手続きをしていただく必要があります。ただし、小学校に関しては、中学校のような学びのエリアの優先はありません。

変更希望者が受入可能残数を上回る場合には、抽選を実施する可能性があります。

Q12 上板橋第二中学校と同じ学びのエリアの小学校はどこですか。また、上板橋第二中学校の通学区域内にある小学校はどこですか。

A12 上板橋第二中学校の学びのエリアの小学校は、上板橋第二小学校と向原小学校と大谷口小学校です。
また、上板橋第二中学校の通学区域内にある小学校は、上板橋第二小学校と向原小学校と大谷口小学校と板橋第十小学校です。

Q13 学びのエリアとは何ですか。

A13 学びのエリアとは、22の中学校単位ごとに分けた、区立幼・小・中学校のグループのことです。小中一貫教育を実現するための拠点として学びのエリアを位置づけ、今後の取組を推進していきます。

Q14 異なる学びのエリアの板橋区内の区立中学校に進学した場合、教育内容は変わりますか。

A14 学びのエリアでは、それぞれの特色ある教育を行っていますが、基本的な学習は、学習指導要領に基づいた「小中一貫教育カリキュラム」で学習指導が行われます。そのため、異なるエリアから進学しても教育内容は変わりません。